

「原発」都民投票の会 勉強会レジメ

2015年10月31日

発題者 運営委員 じょうま（城間）貴之

今日のお題「憲法95条から見える当会活動の展望」

1. 条文解説（参考資料1参照）
2. 適用事例から見えること（参考資料2参照）
 - ・戦後処理に伴う適用(戦後復興における自治体の財政危機の背景)
 - ・1951年8月で適用打ち止めになった理由
 - 自治体間の平等性重視がよく言われる
 - 「国会単独法の原則」の例外になぜ住民の過半数の賛同が必要か詰められていない（水島朝徳氏）
 - ・今後の適用についての展望（3に続く）
3. 沖縄と憲法95条
 - ・駐留軍用地特別措置法（昭和27年（1952）法律第140号）の問題
 - 適用は実質沖縄のみ
 - 同法の内地での適用は1961年以来なく、1972年沖縄の施政権返還に伴って再度クローズアップ。
 - 在日米軍基地状況についてのおさらい
 - 1957年群馬県在日米軍演習場で主婦が射殺されるというジラード事件を頂点に、日本国内で在日米軍基地反対運動が盛り上がる。（内地で在日米軍基地所在都道県の返還活動事務とりまとめ組織が「交渉知事会」といって、今も神奈川県が事務を担う。）その結果、内地在日米軍基地は米国施政権下にあった沖縄に次々移駐。沖縄では「銃剣とブルドーザー」の時代が始まる。1982年同法、沖縄県へ再適用（21年ぶり）
 - 代理署名拒否裁判
 - 1995年9月沖縄県大田昌秀革新県政下において代理署名拒否を県議会で表明。裁判の結果、1996年8月沖縄県の敗訴確定。
4. 憲法改正の動きと95条
 - ・自民党改憲案で、明確に条項が削除されているのは、9条2項（戦力不保持、交戦権否認）と95条のみ
 - ・自民党改憲案によって地方自治体が持つ中央政府のチェック役を果たしうる根拠となる伝家の宝刀が葬り去られようとしている
5. 超党派野党提案としての、「辺野古在日米軍基地建設差し止め法案」の提起と、憲法95条の適用可能性
6. 当会活動への展望
 - 企画案1 木村草太氏×元山仁史郎君、対談シンポジウム
 - ・ねらい 95条についての一般への周知と、地方議会への陳情請願活動へのいざない
 - 企画案2 木村草太氏、宮台真司氏、水島朝徳氏+沖縄選出国會議員(中里氏が適任か)、総合シンポジウム
 - ・ねらい ①超党派野党の参院選戦略を探る ②沖縄公約を超党派野党共闘公約として提起

憲法第 95 条 【特別法の住民投票】

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することはできない。

◆関連条文◆

☆ 国会法第 67 条 【特別法の制定】

一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の可決があった場合は、別に法律で定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得た時に先の国会の議決が確定して法律となる。

☆ 地方自治法第 261 条 【特別法の住民投票】

- ① 一の地方公共団体のみに適用される特別法が、国会又は参議院の緊急集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長(衆議院の議決が国会の議決となった場合には衆議院議長とし、参議院の緊急集会において議決した場合には参議院議長とする。)は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。
- ② 前項の規定による通知があったときは、内閣総理大臣は直ちに当該法律を添えてその旨を総務大臣に通知し、総務大臣はその通知を受けた日から 5 日以内に関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他の関係書類を移送しなければならない。
- ③ 前項の規定による通知があったときは、関係する地方公共団体の長は、その日から 31 日以後 60 日以内に選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わしめなければならない。
- ④ 前項の投票結果が判明した時は、関係普通地方公共団体の長は、その日から 5 日以内に関係書類を添えてその結果を総務大臣に報告し、総務大臣は直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知ったときもまた同様とする。
- ⑤ 前項の規定により、第三項の投票の結果が確立した旨の報告があったときは、内閣総理大臣は直ちに当該法律の公布の手続きをとるとともに、衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。

☆ 地方自治法第 262 条 【特別法の住民投票】

(法律や政令細部の規定であり、細部の詳細にかかわる故、条文紹介は割愛する。規定内容は二項ある。一項目で、住民投票実施に当たって、公職選挙法上地方公共団体の選挙規定を準用することを定め、二項目で、当該住民投票を地方公共団体の首長ないし議員選挙、議会解散の投票や首長の解職投票と同時に実施できることが定められている)

○その他、関連法令は、国会法 65 条 66 条、政令で自治令、総務省省令に規定がある。

憲法 95 条適用事例

○初適用 1949 年 6 月 (昭和 24 年法律第 219 号)

- ・ 広島平和記念都市建設法

○その他 (適用順不同、すべて、1949 年から 51 年までの成立)

- ・ 首都建設法(東京都)
- ・ 長崎国際文化都市建設法(長崎市)
- ・ 旧軍港市転換法 (神奈川県横須賀市、広島県呉市、長崎県佐世保市、京都府舞鶴市)
- ・ 国際観光温泉文化都市建設法 (大分県別府市、静岡県伊東市、同熱海市、愛媛県松山市)
- ・ 国際港都建設法 (神奈川県横浜市、兵庫県神戸市)
- ・ 国際文化観光都市建設法 (奈良市、京都市、島根県松江市)
- ・ 国際文化住宅都市建設法 (兵庫県芦屋市)

○現時点での最終適用 1951 年 8 月(昭和 26 年法律第 253 号)

- ・ 国際親善文化観光都市建設法 (長野県軽井沢町)